

平成25年度11月補正予算編成過程の公開 (補正予算案の内容)

目 次

1	補正予算案の考え方について	1 頁
2	補正予算要求事業	2
3	使用料・手数料改定等	4

1 補正予算案の考え方について

各局からの要求に対する財政局案の考え方は以下の通りです。

区分	理 由
①	所管局の要求（見積り）通り
②	事業内容、積算内容を精査のうえ計上
③	局現計予算額の範囲内で対応を検討
④	緊急性等の観点から財政局案段階では未計上

※「保留」は財政局案段階では上記の判断を行わず、市長判断に委ねる事項です。

各局からの要求に対する予算案の考え方は以下の通りです。

区分	理 由
①	所管局の要求（見積り）通り
②	事業内容、積算内容を精査のうえ計上
③	局現計予算額の範囲内で対応を検討
④	緊急性等の観点から計上せず

2 補正予算要求事業

(1) 総括表

(単位：百万円)
() 書は一般財源額

区 分	要 求 額	財 政 局 案	予 算 案
総務局	16 (16)	— (—)	— (—)
環境局	— (—)	— (—)	— (—)
子ども青少年局	69 (51)	69 (51)	69 (51)
住宅都市局	3,757 (—)	3,757 (—)	3,757 (—)
教育委員会	1,797 (1)	1,797 (1)	1,797 (1)
合 計	5,639 (67)	5,623 (52)	5,623 (52)

(注) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(2) 各局の内訳

(単位：百万円)
() 書は一般財源額

番号	事 項 名	要 求 概 要	要求額	財政局案	考え方
				予算案	
1	(総務局) 議会報告会の開催 (市会事務局)	議会活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市民意見を把握し、議会活動に反映させるため、議会報告会を開催	2 (2)	— (—)	保留
				— (—)	④
2	(総務局) 市会だよりの例月化 (市会事務局)	議会活動に関する情報を積極的に公開・発信するため、市会だよりの例月化を実施	9 (9)	— (—)	保留
				— (—)	④
3	(総務局) 区役所等における議会広報番組の放送 (市会事務局)	議会活動に関する情報を積極的に公開・発信するため、区役所等における議会広報番組の放送を実施	1 (1)	— (—)	保留
				— (—)	④
4	(総務局) 市会図書室でのインターネット中継の閲覧とDVDの貸出し (市会事務局)	議会活動に関する情報を積極的に公開・発信するため、市会図書室での、インターネット中継の閲覧とDVDの貸出しを実施	3 (3)	— (—)	保留
				— (—)	④
5	(環境局) 可燃・不燃・粗大ごみの収集委託	可燃・不燃・粗大ごみの収集（プラスチック製容器包装収集を含む）の一部を平成26年4月から民間へ委託 債務負担行為 期間 ②⑥～③⑩ 限度額 1,444百万円	— (—)	— (—)	①
				— (—)	①
6	(子ども青少年局) グループ実施型家庭 保育室の設置	(待機児童対策) 10カ所 定員 150人 (全て3歳未満児) 公募により事業者を選定	69 (51)	69 (51)	①
				69 (51)	①
7	(住宅都市局) 中志段味地区事業用地の取得	名古屋市土地開発公社が先行取得していた用地を取得	3,757 (—)	3,757 (—)	①
				3,757 (—)	①
8	(教育委員会) 歴史の里整備事業用地の取得	名古屋市土地開発公社が先行取得していた用地を取得	1,797 (1)	1,797 (1)	①
				1,797 (1)	①

3 使用料・手数料改定等

(単位：百万円)

番号	事 項 名	概 要	実施 時期	改定 見込額	財政局 案	考え方
					予算案	
1	(総務局) 公立大学法人名古屋 市立大学初診料加算 額	特定機能病院として、地域の医 療機関との機能分化を推進する ため、名古屋市立大学病院の初 診料加算額の上限を変更 (現行) 1,000円／回 (改定後) 4,000円／回	26年4月			①
						①
			公立大学法人名古屋市立大学が上限 額に改定した場合の改定見込額 25百万円 (26年度見込額)			
2	(総務局) 公立大学法人名古屋 市立大学診療料等	消費税及び地方消費税の税率変 更に伴い、名古屋市立大学病院 の診療料等の上限を変更 特別室使用料、初診料加算額 及び文書料等 税抜き単価×105/100 →税抜き単価×108/100	26年4月			①
						①
			公立大学法人名古屋市立大学が上限 額に改定した場合の改定見込額 21百万円 (26年度見込額)			
3	(市民経済局) 中央卸売市場使用料	消費税及び地方消費税の税率変 更に伴う改定 (条例改正予定) 卸売場、冷蔵庫等 税抜き単価×105/100 →税抜き単価×108/100	26年4月	78	78	①
				(26年度 見込額)	78	①
4	(市民経済局) と畜場使用料	消費税及び地方消費税の税率変 更に伴う改定 (条例改正予定) 牛、こ牛及び豚 税抜き単価×105/100 →税抜き単価×108/100	26年4月	6	6	①
				(26年度 見込額)	6	①

(各局お問い合わせ先)

担 当 局 室	担 当 課	電 話 番 号
総 務 局	総 務 課	052-972-2104
市 民 経 済 局	企 画 経 理 課	052-972-3103
環 境 局	総 務 課	052-972-2667
子 ども 青 少 年 局	子 ども 未 来 課	052-972-3193
住 宅 都 市 局	企 画 経 理 課	052-972-2905
教 育 委 員 会	企 画 経 理 課	052-972-3210